

種子屋久通信

発行：熊毛地域青少年育成推進協議会

住所：西之表市西之表 7590 番地

（熊毛支庁総務企画課内）

TEL：0997-22-0498

FAX：0997-23-1161

《 令和4年度「鹿児島県青少年育成県民会議」総会 》

6月2日（木）、県青少年会館において令和4年度鹿児島県青少年育成県民会議の総会が開催されました。議事に先立ち青少年育成県民会議表彰が行われ、個人の部3名、団体の部4団体が受賞されました。残念ながら熊毛地域からは該当ありませんでした。

引き続き行われた議事では、令和3年度事業報告・令和3年度事業収支決算及び監査報告、令和4年度活動方針及び事業計画・令和4年度事業収支予算など計4議案が審議され、事務局の提案どおり承認されました。

その後、かごしま子ども・若者総合相談センターの紹介がありました。



《 令和4年度「熊毛地域青少年育成推進協議会」総会 》

7月5日（火）、令和4年度熊毛地域青少年育成推進協議会総会が熊毛支庁において開催され、関係機関・団体等の代表者や青少年育成コーディネーター等23名が出席しました。（うち、オンライン参加4名）

議事では、令和3年度活動報告及び令和4年度活動方針について事務局より説明・提案があり、原案のとおり承認されました。活動報告では「家庭の日」作品コンクールの結果や青少年保護育成条例に基づく立入調査の実施状況、青少年育成指導者研修会の実施状況、広報紙の発行状況、青少年海外ふれあい事業への参加状況等の説明がありました。

続いて各市町の青少年育成に係る令和3年度活動報告及び令和4年度活動方針や、各団体の青少年育成における取組概要を説明いただきました。その中で、子ども達の成長には対面による体験活動が必要であるが、コロナ禍で活動を中止することが多かった。今後は活動を中止するのではなく、オンラインで開催する等、開催方法を検討しながら活動を継続していきたいとの報告がありました。また、サイバーパトロール等についての質問があり、警察署からは、一回ネットに流れた画像や動画は消すことはできないと認識し、子ども達に指導して欲しい等の回答がありました。今後、地域ぐるみで青少年の育成に取り組む上でも、情報共有でき、とても有意義な会になりました。



《 令和4年度「熊毛地域青少年環境づくり懇談会」 》

7月5日(火)、熊毛地域青少年育成推進協議会総会の後、標記懇談会が開催され、関係業界、学校、警察、地域関係機関・団体等の代表者30名(うち、オンライン6名)が参加されました。

- 1 開会
- 2 熊毛支庁総務企画課長あいさつ
- 3 概況説明等
 - (1)管内の少年非行の概況について
種子島警察署生活安全刑事課
課長代理 関 信義 氏
屋久島警察署生活安全刑事課
課長代理 福永 ちさ 氏
 - (2)「スマホ時代の子どもとインターネットをめぐる問題」
鹿児島県教育庁高校教育課
指導主事 白土師 直弘 氏
 - (3)青少年保護育成条例に基づく立入調査のお願い
- 4 意見交換
- 5 閉会

管内の少年非行の概況について、種子島・屋久島警察署生活安全刑事課の2名の方に説明いただいたあと、「スマホ時代の子どもとインターネットをめぐる問題」と題して、鹿児島県教育庁高校教育課指導主事の白土師直弘氏にお話しいただきました。最後に、地域の青少年を健全に育成するための環境づくりに関する問題等について、情報・意見交換を行いました。



お役立て情報 (講話の添付資料より抜粋)

内閣府・内閣官房・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省 2021年1月発行

ネット・スマホのある時代の子育て

正しく 保護者が知っておきたい 4つの大切なポイント

児童・生徒編

学習面での活用が一気に増えてきたインターネットやスマートフォン。コミュニケーションや息抜き等、生活をサポートする道具だからこそ、トラブルを避けて上手に使いこなすスキルを身につけてほしいものです。

Point1 長時間利用の中身に 着目!



連絡?遊び?
それとも勉強?
どれだけ使っているか
ではなく、何にどう使っ
ているかが、肝心です。

Point2 オンラインゲームで 起きている トラブルとは?

ゲームの中でつながる
仲間との関係。
だからこそトラブルや
犯罪に巻き込まれることも!



Point3 SNSで誹謗中傷? いじめ?



仲間外れや
個人攻撃などの
被害・加害を
防ぐためには?

Point4 写真・動画の安易な 投稿が危険を招く!

自撮り写真の
投稿・送信や
動画投稿に起因する
トラブルとは?



子供たちの使い方やネットトラブルの
現状を知り、助言や話し合いの際に
お役立てください

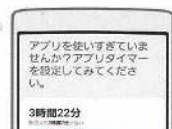
Point① 時間の長さだけではなく中身に着目

何にどのくらい使っているのかを、一緒に確認しましょう

学習での活用も増え、子供のインターネット利用時間はより一層長くなっています。「いつまでやってるの!?!」と頭ごなしに叱らず、子供がどんな使い方をしているのか、内容と時間を把握することが大切です。

どのカテゴリにどれくらい使ったかを確認するにはスクリーンタイム(iPhone)やデジタルウェルビーイング(Android)が便利です。

利用時間や就寝時間を設定すれば、無意識の使い過ぎも防ぐことができますので、上手に活用しましょう。



どのアプリをどれくらい
使っているか
簡単に確認できるから
コントロールもしやすい!

スマホに入っているツールを使って 時間管理することもおすすです

スクリーンタイム
(iOS12以上)

デジタル
ウェルビーイング
Digital Wellbeing
(Android10以上)



これらのツールを活用するための大切な
ポイントは、設定変更の際には必ず相談
するよう促すこと。
親子で一緒に「利用時間のコントロール」
をやってみませんか?

Point② ゲームプレイは“個”から“グループ”へ

保護者と一緒にプレイしなくなる時期こそ、しっかり見守る

一人で、リアルな友達と、ネット上のグループで協力しながら。ゲームは多様な遊び方があります。

高額課金やID乗っ取り等のトラブルだけではなく、誘う・誘われない、アイテムをもらった・もらわないでもめたり、一人抜けできず長時間プレイになったりといったことも生じています。また、プレイ中のチャットや音声でのやり取りから、個人情報が出たり、誘い出しのきっかけになってしまうこともあります。

保護者は、子供がどんなゲームをしているか知っておくとともに、対象年齢に達しているかを確認したり、スマホやゲーム機のペアレンタルコントロール機能を活用したりして、子供の安全利用を見守りましょう。

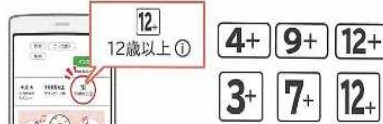
年齢区分(レーティング)とは?

おもちゃの対象年齢と同様に、ゲームのソフトやアプリにも「〇歳以上」という対象年齢の区分があり、マークで示されています。ソフトのパッケージやアプリの入手画面で必ず確認しましょう。

【ゲームソフトの年齢区分(例)】



【スマホアプリの年齢区分(例)】



必ずチェック!



Point③ SNS等でのいじめや誹謗中傷、どう対処すべき?

相談しやすい親子関係を つくり、話はじっくり聞いてあげる

子供が一人で悩みを抱えないためにも、普段から「困ったら何でも相談にのるよ」と声をかけましょう。そうすると子供は相談しやすくなります。

相談されたときには、子供の話をじっくり聞いてあげてください。保護者が大騒ぎしてしまうと、相談しにくくなってしまふこともあります。じっくり聞いたうえで「どうしたい?」と聞いてあげましょう。

誹謗中傷等のやり取りは、スクリーンショットなどで保存し、いつ何が起ったのかを明確に記録しておくことが大切です。必要に応じて専門家にアドバイスを求めましょう。

(相談サイトは下記に掲載)

気軽な投稿が、他人を傷つけるおそれがあること、インターネットにあげた言葉や写真等は、後から削除しできないことも、子供に伝えましょう。



デジタル写真がインターネット上に流出すると、全てを削除は不可能。

Point④ 動画や写真は危険がいっぱい

動画や写真の投稿で注意すること

面白がって撮ったり、友人・知人の情報が含まれるものを投稿することで、不快感やトラブルを生むこともあります。どんな投稿がトラブル原因になるか親子で考えてみましょう。

写真や動画の投稿サービスやアプリの多くは中学生以上が対象。年齢に満たない子供の投稿は、保護者のアカウントで一緒に行うようにしてください。

裸の写真は特に!!

撮ったり、持ったり、送ったりは、すべて違法行為。

どんなに仲が良くても、親しい間柄でも、どんなにお願いされたとしても、18歳未満の子供の裸は、

「撮っちゃダメ!」
「男の子も女の子もダメ!」
「持っているだけでもダメ!」
「送っちゃダメ!」
「転送もリツイートもダメ!」



全部ダメ!

いざというときの相談窓口・参考リンク

相談窓口

#9110 警察相談専用電話



#9110は、発信地を管轄する警察本部等の総合窓口につながります。生活の安全に関わる悩みごと、困りごとなど、緊急ではない相談の窓口です。

188 消費者庁 消費者ホットライン



商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどに対し、専門の消費生活相談員などが相談を受け付ける窓口です。

違法・有害情報 相談センター



相談者自身で行う削除依頼の方法等を、インターネットに関する技術や制度等の専門知識・経験を有する相談員が迅速にアドバイスします。
<https://www.ihaho.jp/>

子どもの人権110番 (法務局・地方法務局)



子どもの人権全般に関する相談窓口です。全国共通・通話料無料(受付時間:平日8時30分~17時15分)
0120-007-110

インターネット 人権相談



電話では相談しにくいときにはインターネットでも相談を受け付けています。

<https://www.jinken.go.jp/>

インターネット上の 誹謗中傷に関する 相談窓口のご案内



インターネットの書き込みにより、誹謗中傷などの被害にあわれた場合における相談窓口の案内図です。ご自身の希望に添った相談窓口にお問い合わせください。

参考リンク

子どもとネットのトリセツ

制作:一般社団法人安心ネットづくり促進協議会



政府広報オンライン

SNSの誹謗中傷 あなたが奪うもの、失うもの #NoHeartNoSNS



スマホのある時代の子育てを考える(お役立ち情報)

制作:NPO法人e-Lunch



情報セキュリティ啓発映像

「はじめまして、ペアコです。 ~親と子のスマホの約束~」
制作:(独)情報処理推進機構(IPA)



スマートフォン用無料アプリ

Nintendo みまもりSwitch

制作:任天堂株式会社



【西之表市：教育委員会 社会教育課の取り組み】

成年年齢引下げに伴う出前講座「18歳からオトナ！講座」を開催！

5月26日（木）に種子島高校の3年生を対象として、出前講座を開催しました。令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、18歳にあたる高校3年生に対し、選挙管理委員会から選挙について、消費生活センターから契約などの消費生活について説明をしました。悪徳商法の例として、社会教育課職員によるキャッチセールスの寸劇を取り入れ、安易に話に乗り、ついて行くことのないように注意喚起を行いました。



▲ 契約に関する〇×クイズに挑戦！



【中種子町：子ども体験活動】

「種子島縦断！親子ふれあいウォーク2022」

5月28日（土）に「種子島縦断！親子ふれあいウォーク2022」を開催し町内の小中学生とその保護者40名が参加しました。

今年の親子ふれあいウォークは南種子町の門倉岬から種子島 中央体育館までの道のり約28.6kmを歩くチャレンジでした。

マスクの着用、休憩ポイントでの手指消毒など、新型コロナウイルス感染症対策を行い実施し、陰しい上り坂も、元気いっぱい親子で楽しく歩き、28.6kmを踏破してみせました。

【屋久島町：高校生クラブ「ぼんだま」の取り組み】

「わんぱくフェスタを開催」

6月18日（土）に、宮之浦体育館で屋久島高校の高校生クラブ「ぼんだま」が「わんぱくフェスタ」を開催しました。

当初は1月に開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となり、高校生が「ぜひ開催したい。」と、この時期の開催が実現しました。

当日は、事前申し込みをした町内の小学1～4年生約50名が、高校生の指導のもと紙飛行機飛ばし競争や魚釣りゲーム、ドッジボールなどを楽しみました。



【南種子町：下中地区子ども会の取り組み】
「六月灯用・燈籠作り」開催



6月25日（土）に、下中地区公民館で、下中地区子ども会の6月の活動が行われました。
7月に下中八幡神社にて行われる六月灯で、境内に飾る灯籠を作成しました。子どもたちは、保護者や友達と協力してそれぞれ思い思いに灯籠に絵を描いていました。
ロケットやアニメのキャラクターなど個性あふれる絵が描かれており、7月の六月灯で飾られた燈籠にろうそくの火が灯されるのが楽しみです。



《 令和4年度「家庭の日」絵画・ポスター・標語募集 》

子どもが心身ともに健全に成長するためには、明るく円満な家庭が何よりも必要です。心豊かな青少年を育てるために明るく円満な家庭づくりが実践されることを願い、毎月第3日曜日に設定された「家庭の日」の普及・啓発活動の一環として、絵画・ポスター・標語を県内の小・中学生から募集します。

【絵画の部 → 画用紙「八つ切り」271×392ミリ】

・一家団らんの様子 ・家事を手伝っている様子 ・地域ぐるみで、明るい家庭づくりを実践している様子

【ポスターの部 → 画用紙「八つ切り」271×392ミリ 】

※例えば次のような言葉を入れる

・「家庭の日」 ・「我が家の家庭の日」 ・「楽しいうちの家庭」

【標語の部】

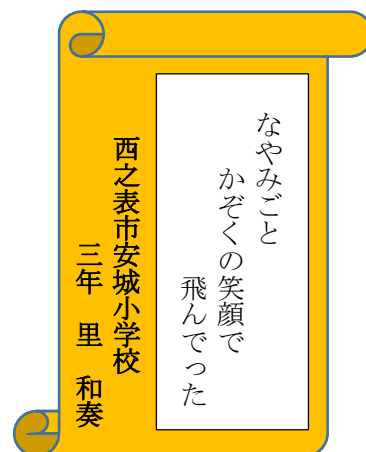
・明るく、楽しい様子を表現したもの ・親子の協力やふれあいを表現したもの

【応募資格】

県内の小・中学校、義務教育学校（小・中学校に準じる学年）及び特別支援学校小学部の児童、特別支援学校中学部の生徒

【応募作品提出先・提出期限 】

市町村立小・中学校・義務教育学校 → 市町村教育委員会へ 9月7日（水）まで



夏ふるさとの「郷土に学び・育む青少年運動」

7月1日（金）～8月31日（金）

毎月第3土曜日は「青少年育成の日」 【地域ぐるみで青少年育成】

毎月第3日曜日は「家庭の日」 【家族のふれあいの促進】

毎月19日は「育児の日」 【家庭・地域・職場で子育て応援】

● 相談無料 ●

学校に
行きづらい

外に
出られない

人に会うのが
づらい

働くことが
不安



巡回相談会のお知らせ

と き 令和4年11月18日（金）13:00～16:50
11月19日（土）9:30～12:10

会 場 西之表市勤労青少年ホーム（西之表市西之表15182-1）

主 催 鹿児島県・鹿児島県青少年育成県民会議

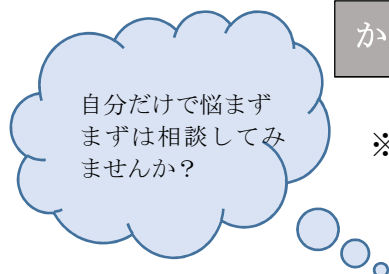
後 援 鹿児島県教育委員会・西之表市教育委員会（予定）
熊毛地域青少年育成推進協議会（予定）

相談費 無料

申込期限 令和4年11月4日（金）



申 込 先 かごしま子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）
電話 099-257-8230 か FAX099-257-8231 にてお申し込みください



かごしま子ども・若者総合相談センター

検 索

※ 詳しくは HP 又は QR コードで検索ください。



お問い合わせ

○電話番号 099-257-8230
○FAX 099-257-8231
○メール soudan-center@hello.odn.ne.jp

HP

かごしま子ども・若者総合相談センターで検索！
<https://www.soudancenter-k.com/>



相談日

火曜日から日曜日
（土・日・祝 も相談可能）
受付時間
10:00～17:00

休館日

毎週月曜日、年末年始
（12月28日～1月4日）

〒890-0064
鹿児島市鴨池新町1-8 県青少年会館2階